

議案第30号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名中「三朝町営国民宿舎事業」を「三朝町国民宿舎事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)第3条第2項に規定する水道課の職員及び <u>三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例</u> (昭和41年三朝町条例第30号)第2条第2項に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員に限る。以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)第3条第2項に規定する水道課の職員及び <u>三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例</u> (昭和41年三朝町条例第30号)第2条第2項に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員に限る。以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。